

# 石川県眺望計画 手続の手引き

令和4年10月

石川県

## 目 次

<b>1. 手続きの流れ</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>2. 石川県眺望計画の区域</b> . . . . .	<b>3</b>
<b>3. 届出等が必要な行為</b> . . . . .	<b>7</b>
(1) 届出等対象行為 . . . . .	7
(2) 届出等の対象外となる行為 . . . . .	8
<b>4. 眺望景観形成基準の解説</b> . . . . .	<b>13</b>
(1) 眺望景観形成基準 . . . . .	13
(2) 基準の解説 . . . . .	15
<b>5. 様式等</b> . . . . .	<b>23</b>
(1) 様式 . . . . .	23
(2) 添付図書 . . . . .	23
<b>6. お問い合わせ・事前相談先</b> . . . . .	<b>33</b>

# 1

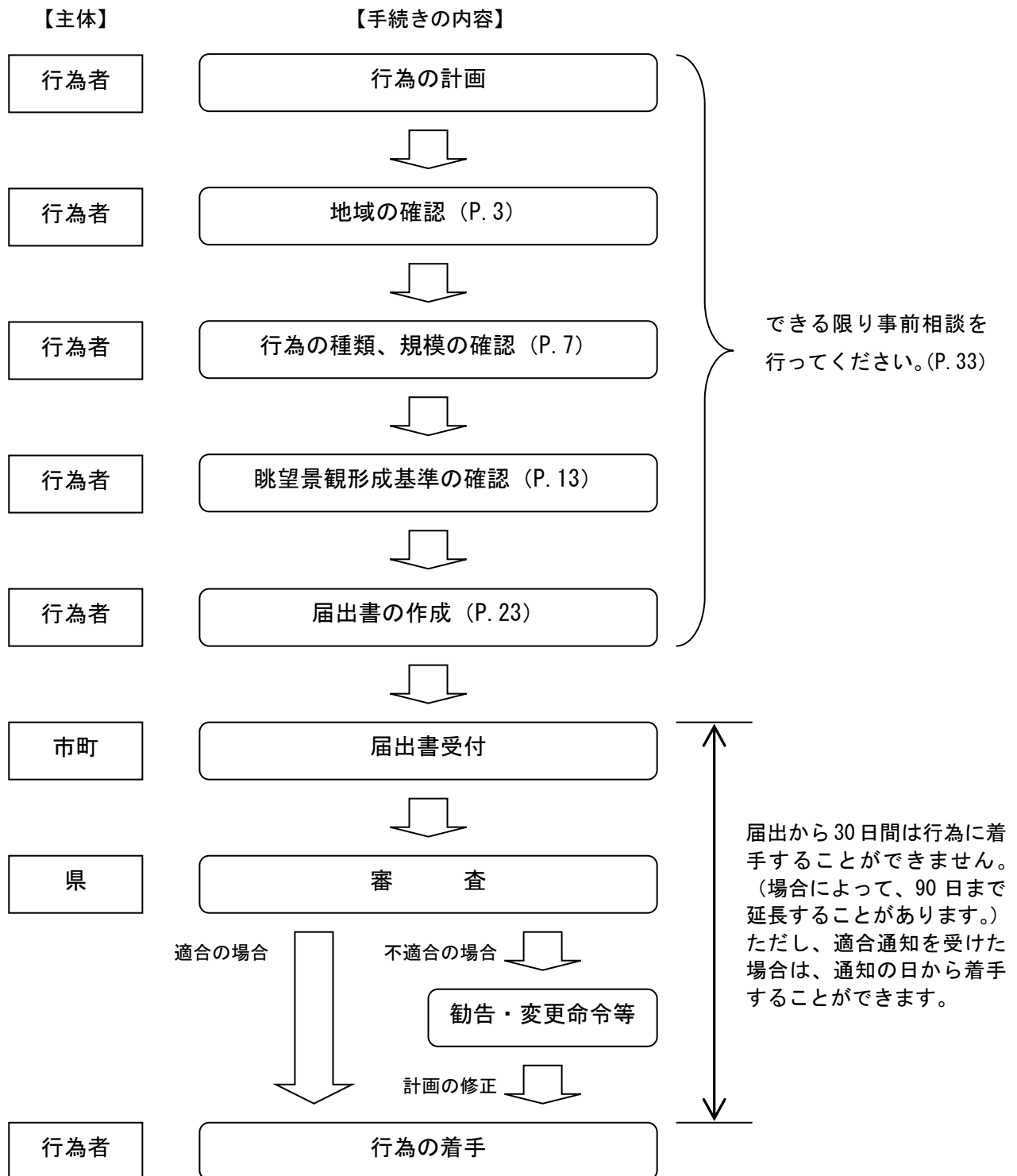
## 手続きの流れ

石川県眺望計画の区域内では、地域に応じて、一定規模を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ届出又は通知\*（以下「届出等」という。）が必要です。

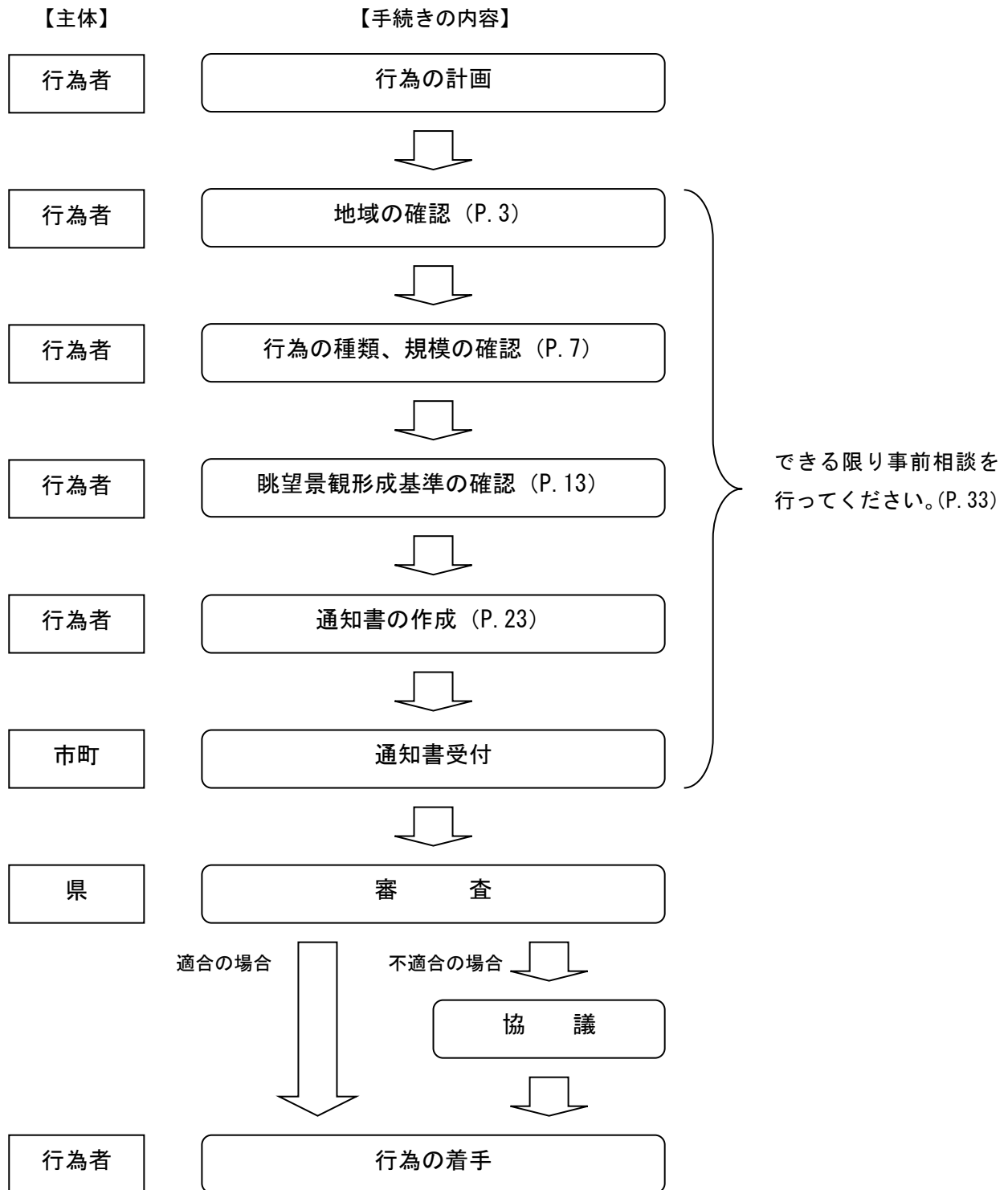
※国の機関又は地方公共団体が行為を行う場合は通知となります。

石川県の区域内では、石川県景観計画の手続きが別途必要な場合があります。

### 1) 届出の場合

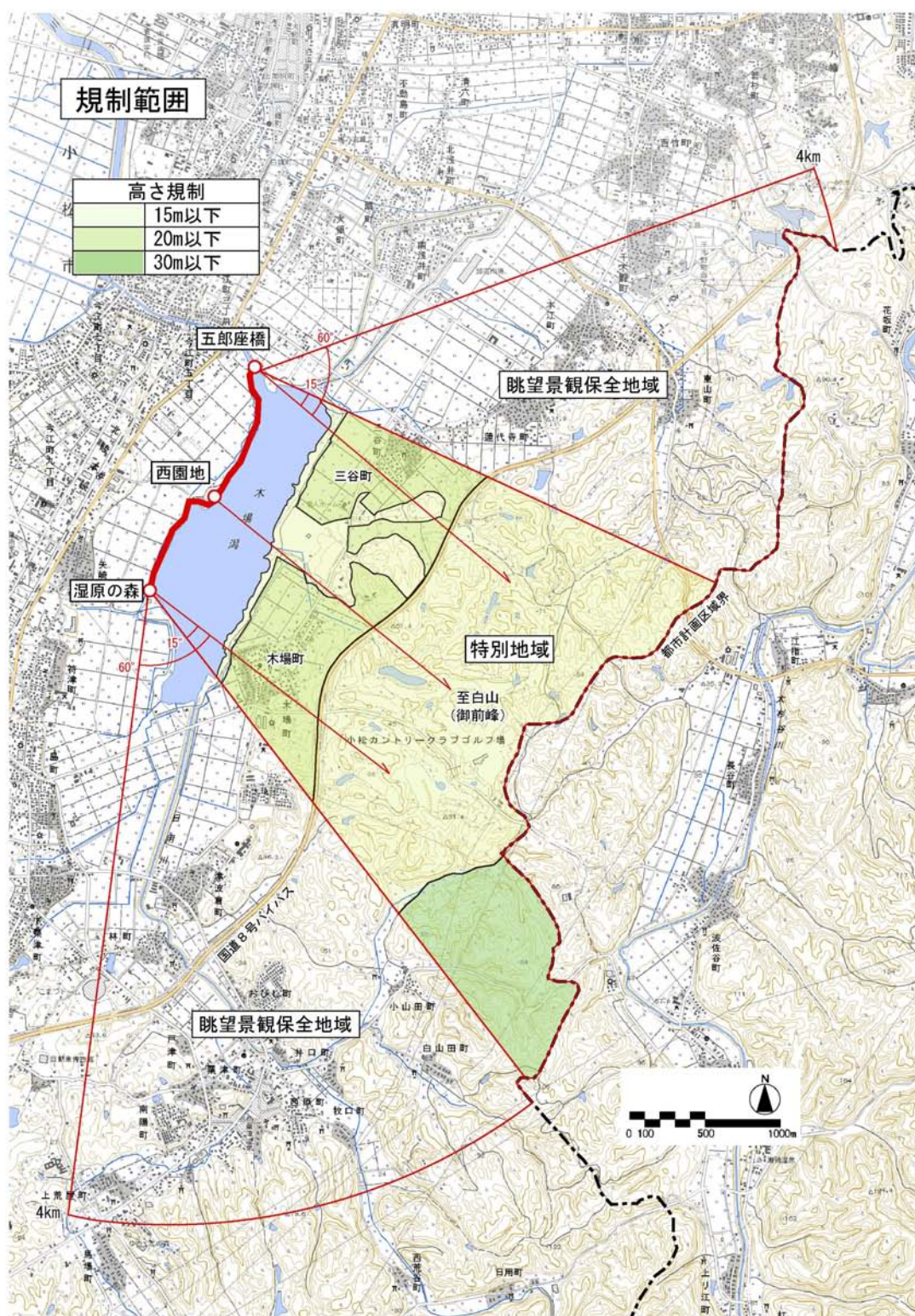


2) 通知の場合（行為者が国又は地方公共団体の場合）

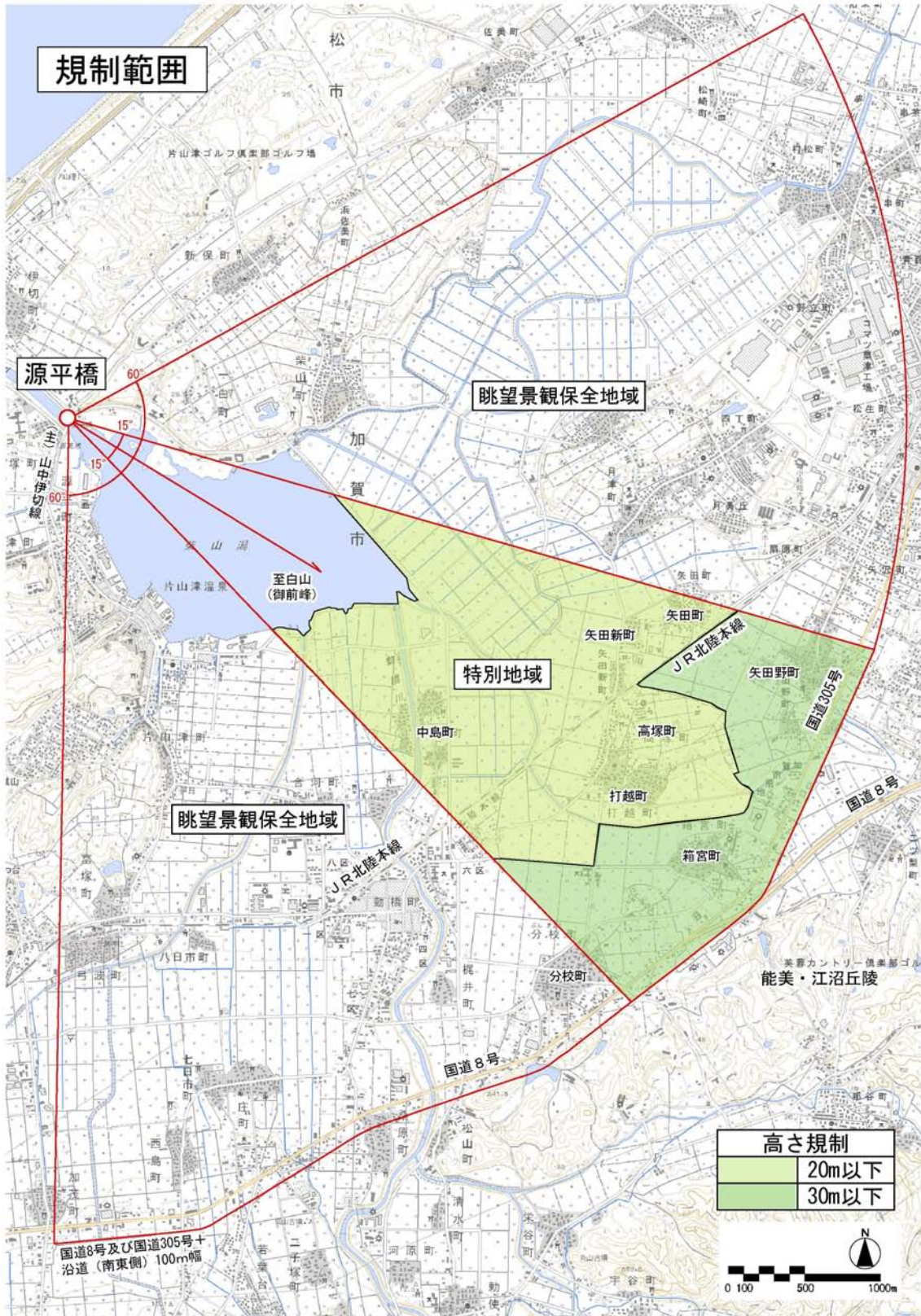


石川県眺望計画では、地域の特性に応じて、眺望景観保全地域又は特別地域を指定しています。  
 ※詳細の図面については、所管する土木事務所建築課又は市町担当課で閲覧できます。

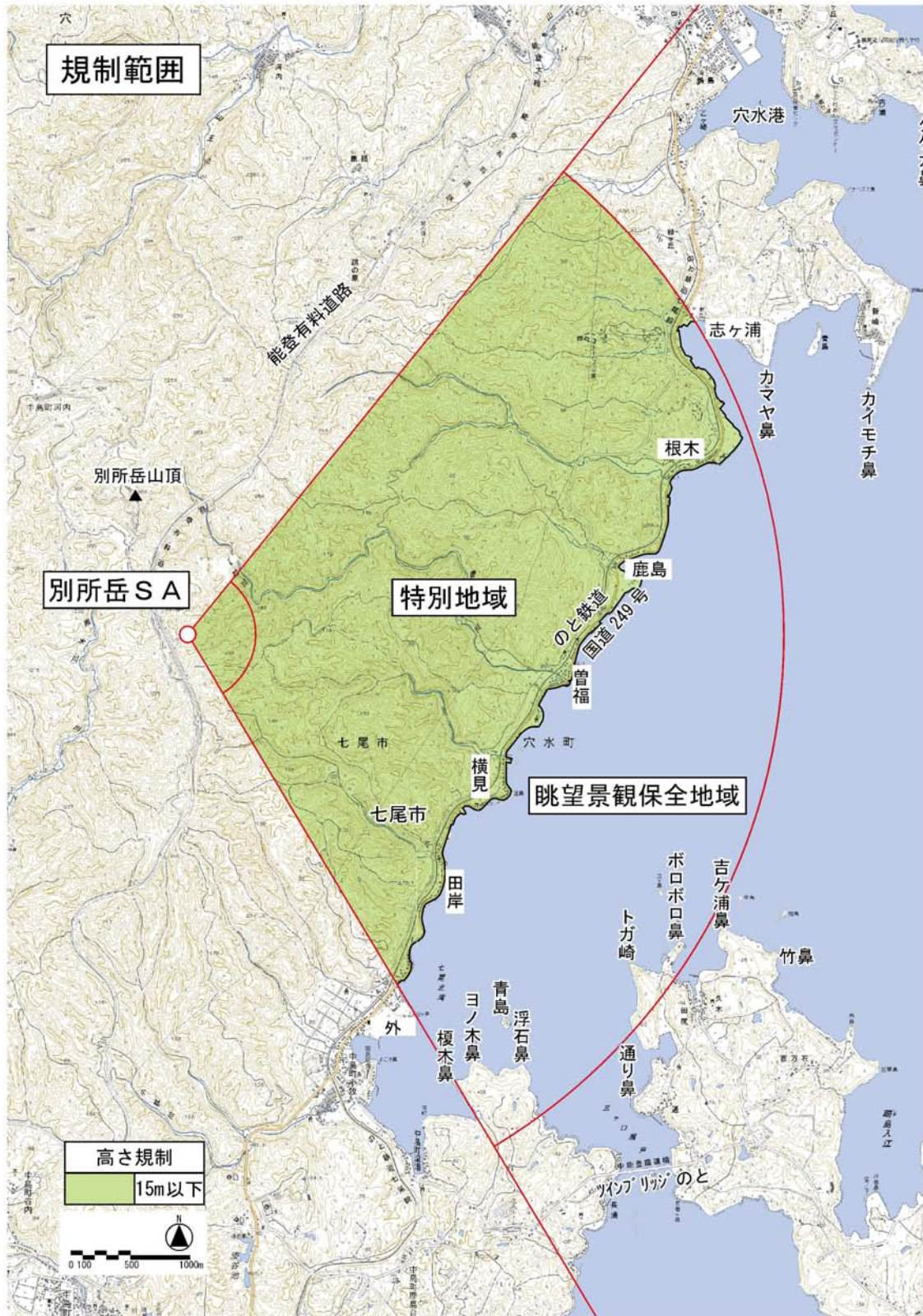
別図1 白山眺望景観保全地域（木場潟）



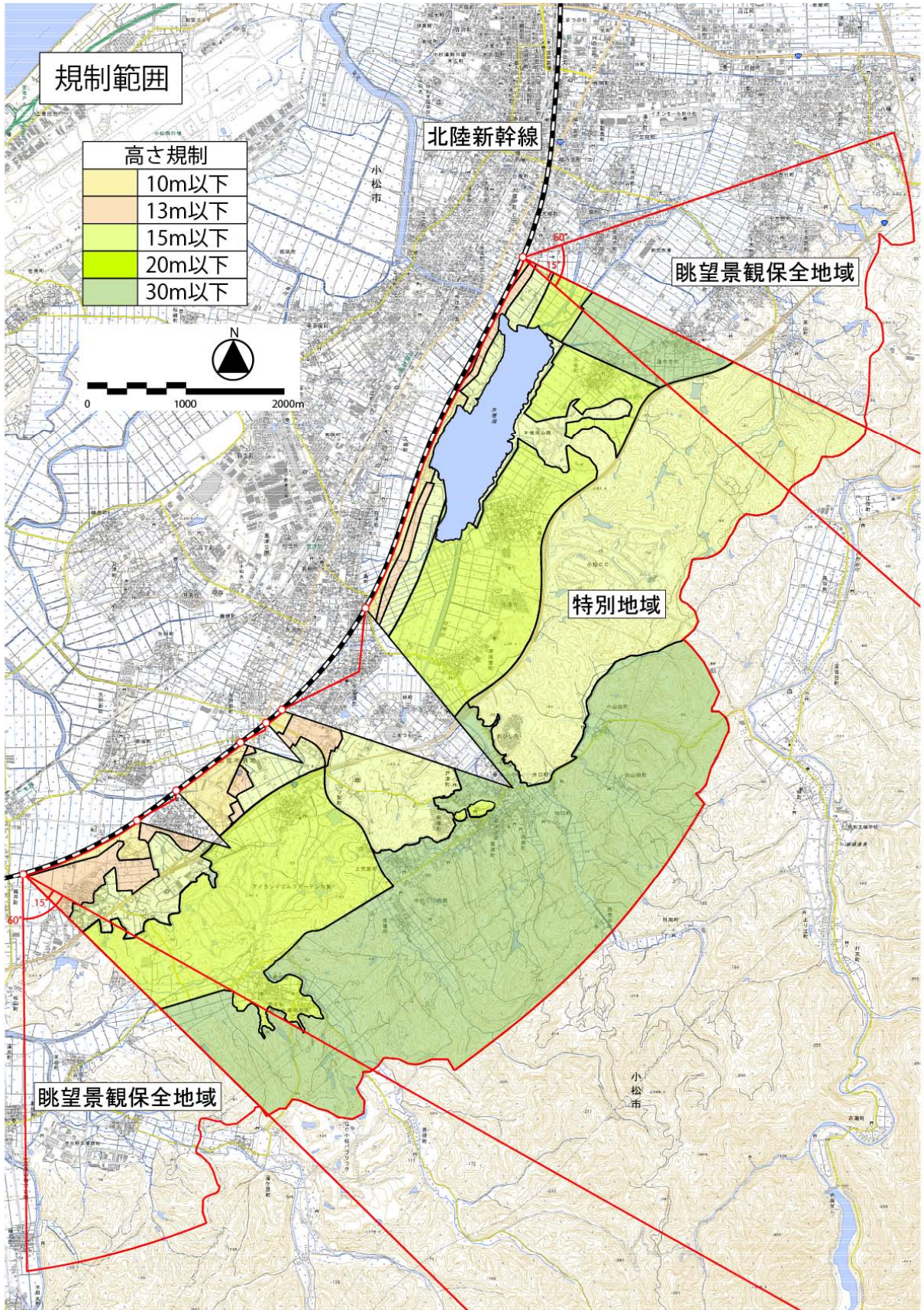
別図2 白山眺望景観保全地域（柴山湯）



別図3 七尾湾眺望景観保全地域（別所岳SA）



別図4 白山眺望景観保全地域（北陸新幹線）





## (1) 届出等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

行為の種類	届出等対象規模	
	眺望景観保全地域	特別地域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが13mを超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの又は建築面積が200㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが13mを超えるもの ※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが13mを超えるもの	高さが10mを超えるもの ※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが10mを超えるもの
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)	開発面積が10,000㎡を超えるもの	開発面積が3,000㎡を超えるもの

新築(新設): 敷地に建築物等を新たに造る工事

増築: 建築物等の床面積又は高さを増加させる工事

改築: 建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異なるものを造る工事

移転: 同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事

修繕: 既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事

模様替: 既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

## 【届出等の対象となる工作物】

- ・煙突
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗竿、架空電線路用、電気事業者保安用通信設備除く)
- ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・擁壁
- ・乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの
- ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設
- ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- ・築造面積が300㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設

(2) 届出等の対象外となる行為

(1) に掲げる行為のうち、以下のいずれかに該当するものは届出等の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為

行 為	根拠条項※
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	条例第 42 条第 6 項第 1 号
仮設の建築物の建築等	条例第 42 条第 6 項第 3 号
仮設の工作物の建設等	条例第 42 条第 6 項第 1 号
農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更	条例第 42 条第 6 項第 3 号
建築物の増築又は改築で、行為に係る部分の床面積が 10 m <sup>2</sup> 未満のもの	規則第 21 条第 1 項第 1 号
建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観の変更等」という。）で、行為に係る部分の面積が 10 m <sup>2</sup> 未満のもの	規則第 21 条第 1 項第 2 号
建築物等の外観の変更等で、行為に係る部分の面積が、各立面の 2 分の 1 以下のもの	規則第 21 条第 1 項第 3 号

※法 : 景観法 政令 : 景観法施行令

条例 : いしかわ景観総合条例 規則 : いしかわ景観総合条例施行規則

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為

法令等	許可等	根拠条項
自然公園法	国立・国定公園内における公園事業の認可 (第 9 条第 3 項、第 10 条第 3 項)	条例第 42 条第 6 項第 3 号
	国立・国定公園内の特別地域、特別保護地区、海中公園地区における行為の許可 (第 13 条第 3 項、第 14 条第 3 項、第 24 条第 3 項)	
	上記地域・地区において国等が行う行為の協議 (第 56 条第 1 項)	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	自然環境保全地域内の特別地域における行為の許可 (第 121 条第 4 項)	条例第 42 条第 6 項第 3 号
	上記地域において国等が行う行為の協議 (第 126 条第 1 項)	
	県立自然公園内における公園事業の認可 (第 165 条第 3 項)	
	県立自然公園内の特別地域における行為の許可 (第 169 条第 4 項)	
風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内における行為の許可 (第 3 条第 1 項)	条例第 42 条第 6 項第 3 号

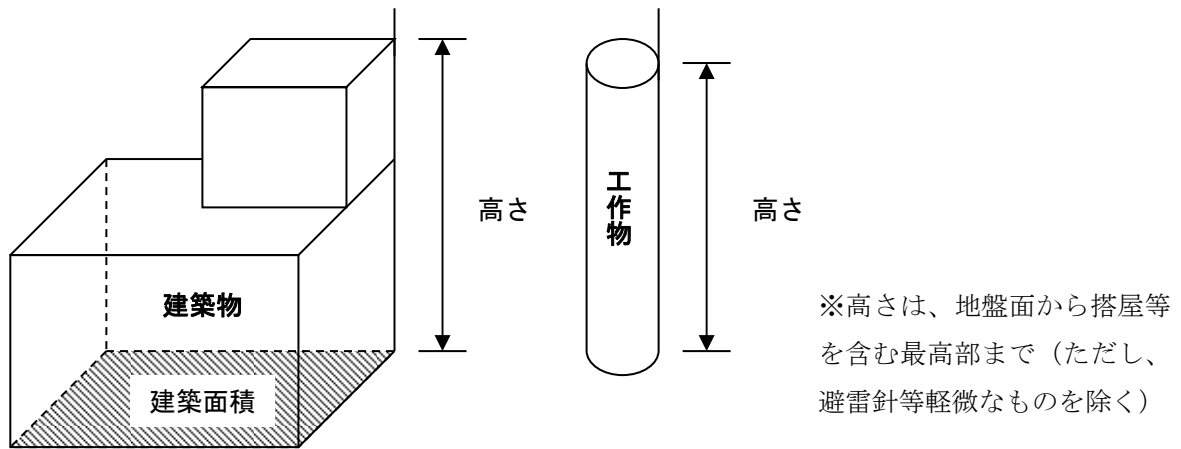
法令等	許可等	根拠条項
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の行為の許可 (第 43 条第 1 項)	条例第 42 条第 6 項第 2 号
	重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出 (第 81 条第 1 項)	
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第 125 条第 1 項)	
	関係省庁の所管する重要有形民俗文化財等の現状変更等の行為の通知 (第 167 条第 1 項第 6 号)	
	関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意 (第 168 条第 1 項)	
	重要文化財の修理の届出 (第 43 条の 2 第 1 項)	
	史跡名勝天然記念物の復旧の届出 (第 127 条第 1 項)	
	重要文化的景観の現状変更等の行為に係る届出 (第 139 条第 1 項)	
文化財保護法施行令	伝統的建造物群保存地区内における行為の許可 (第 4 条第 2 項)	条例第 42 条第 6 項第 2 号
石川県文化財保護条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第 14 条第 1 項、第 35 条第 1 項)	条例第 42 条第 6 項第 3 号
	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の修理の届出 (第 15 条第 1 項、第 36 条)	
屋外広告物法	条例の規定に適合する屋外広告物の表示等 (第 4 条、第 5 条)	条例第 42 条第 6 項第 2 号

### 3) 次に掲げる行為

- ①非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (条例第 42 条第 6 項第 1 号)
- ②法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (条例第 42 条第 6 項第 1 号)

### (3) 届出等対象行為の解説

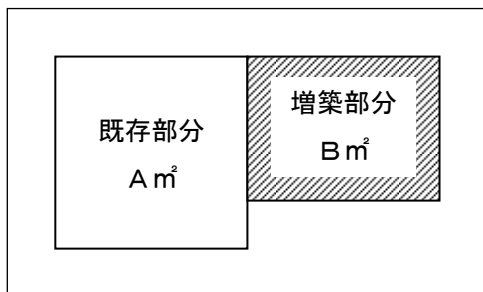
#### ■ 建築物等の新築の場合



#### ■ 建築物等の増築の場合

(例) 眺望景観保全地域（届出対象が建築面積 500 m<sup>2</sup>又は高さ 13m超）の場合。その他の地域については、P. 6 を参照。

同一棟の増築の場合は、合計の建築面積が 500 m<sup>2</sup>を超える場合、届出の対象となります。ただし、増築部分の床面積が 10 m<sup>2</sup>以下の場合には対象外です。また、眺望景観形成基準は増築部分のみ適用となります。

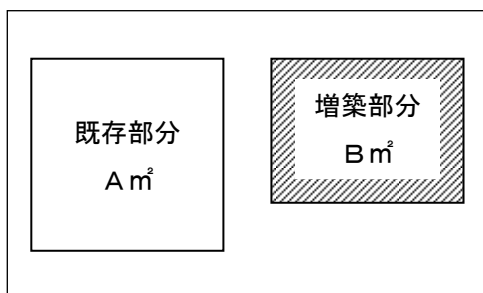


$A + B > 500 \text{ m}^2 \rightarrow$  届出必要

$A + B \leq 500 \text{ m}^2 \rightarrow$  届出不要

※ 増築部分の床面積が 10 m<sup>2</sup>以下の場合には届出不要

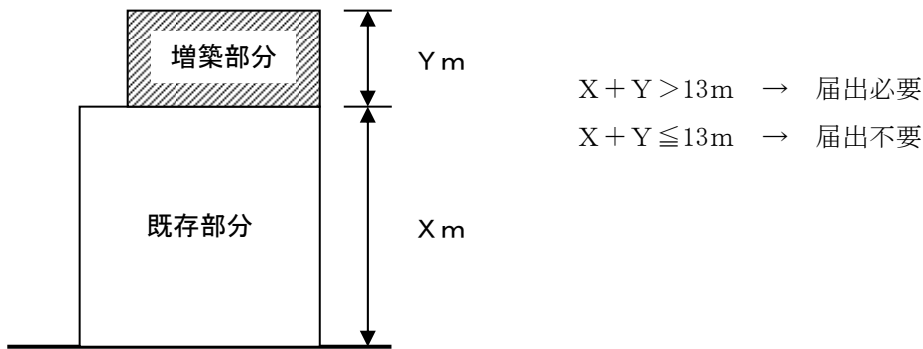
別棟の増築の場合は、増築部分の建築面積が 500 m<sup>2</sup>を超える場合、届出の対象となります。眺望景観形成基準は増築部分のみ適用となります。



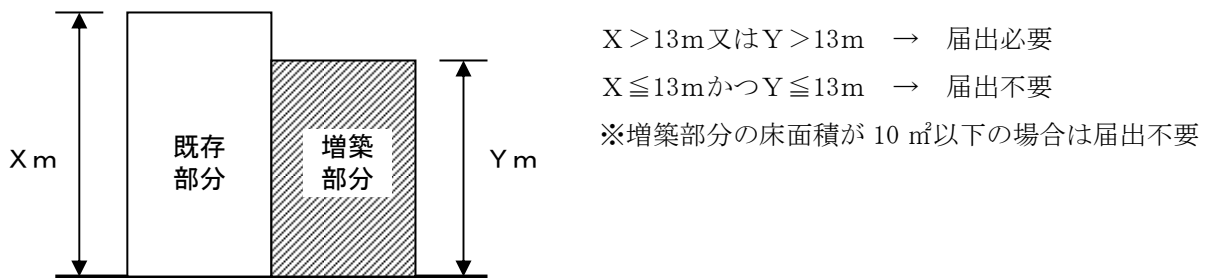
$B > 500 \text{ m}^2 \rightarrow$  届出必要

$B \leq 500 \text{ m}^2 \rightarrow$  届出不要

既存建築物の上部に増築する場合は、合計の高さが 13m を超える場合、届出の対象となります。また、眺望景観形成基準は増築部分のみ適用となります。



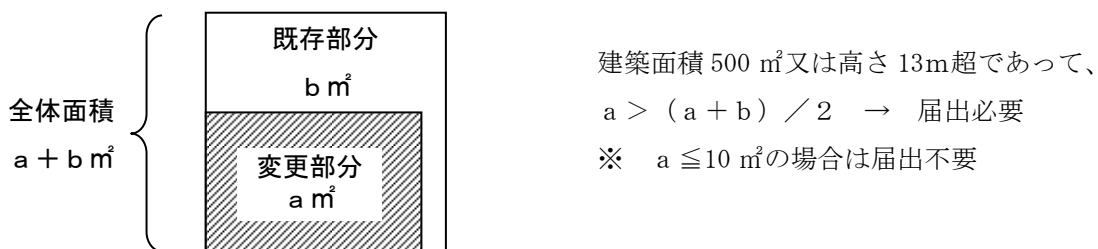
既存建築物に添って増築する場合は、既存部分又は増築部分の高さが 13m を超える場合、届出の対象となります。ただし、増築部分の床面積が 10 m<sup>2</sup> 以下の場合は対象外です。また、景観形成基準は増築部分のみ適用となります。



### ■ 建築物等の外観変更の場合

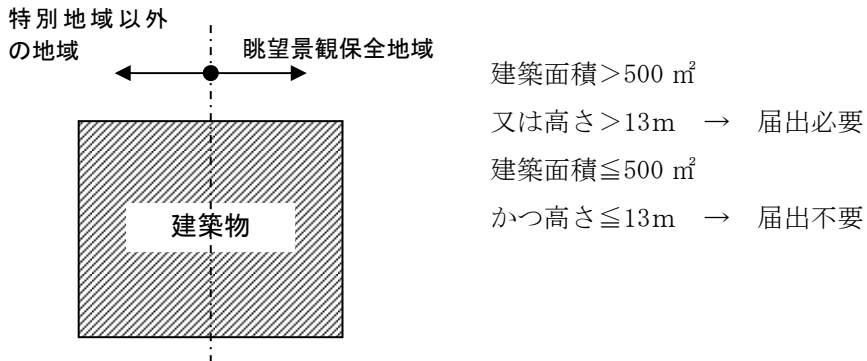
(例) 眺望景観保全地域 (届出対象が建築面積 500 m<sup>2</sup> 又は高さ 13m 超) の場合。その他の地域については、P. 7 を参照。

外観の変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の場合は、変更部分が各立面の 1 / 2 を超える場合、届出の対象となります。ただし、変更部分の面積が 10 m<sup>2</sup> 以下の場合は対象外です。また、眺望景観形成基準は変更部分のみ適用となります。

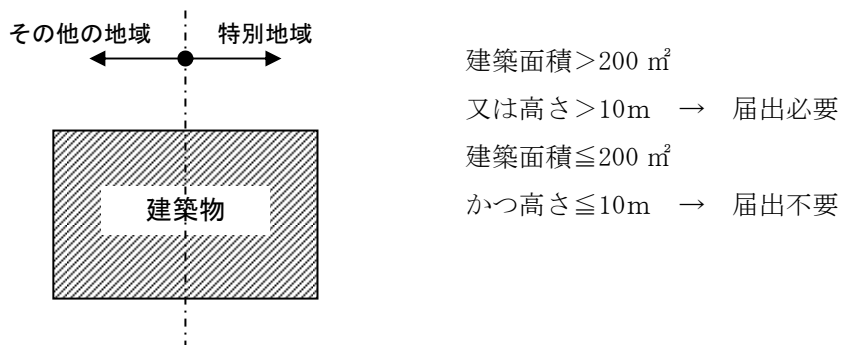


## ■ 行為が複数の区域にまたがる場合（建築物の場合）

行為が眺望景観保全地域（特別地域を除く。）の内外にわたる場合は、建築面積が 500 m<sup>2</sup>又は高さが 13mを超える場合、届出の対象となります。ただし、眺望景観形成基準はそれぞれの地域の基準が適用となります。



行為が特別地域の内外にわたる場合は、建築面積が 200 m<sup>2</sup>又は高さが 10mを超える場合、届出の対象となります。ただし、眺望景観形成基準はそれぞれの地域の基準が適用となります。



建築物の建築等の行為が眺望景観を阻害しないよう、眺望景観形成基準を次のとおり定めま  
す。ただし、地形等により計画する建築物等が見えない場合はこの限りではありません。

※別図1～4については、P.3～6を参照してください。

#### (1) 眺望景観形成基準

①建築物・工作物（○は眺望景観保全地域で適用する基準、◎は特別地域で追加する基準）

項 目	眺望景観形成基準	参照頁
位置・ 規模 (高さ)	○視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。	P. 15
	◎視点場から最も近い中間山地（能美・江沼丘陵）の稜線を切らない位置・高さとする（別図1のとおり）。	
	◎視点場から最も近い中間山地（能美・江沼丘陵）の稜線を切らない位置・高さとする（別図2のとおり）。	
	◎視点場から見た七尾湾の海岸線（又は見かけ上の海岸線）を切らない位置・高さとする（別図3のとおり）。	
	◎視点場から最も近い中間山地の稜線を切らない位置・高さとする（別図4のとおり）。	
形態・ 意匠	○周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。	P. 16
	○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。	
	○勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。	
色彩	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。	P. 17
	○多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。	
	◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。	
材料	○周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。	P. 18
	○耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。	
	○金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。	
植栽	○できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けるよう配慮する。	P. 19
	○植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。	
	◎建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。	
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。	P. 20
	○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。	

※ただし、地形等により視点場から望見されない場合はこの限りでない。

②開発行為

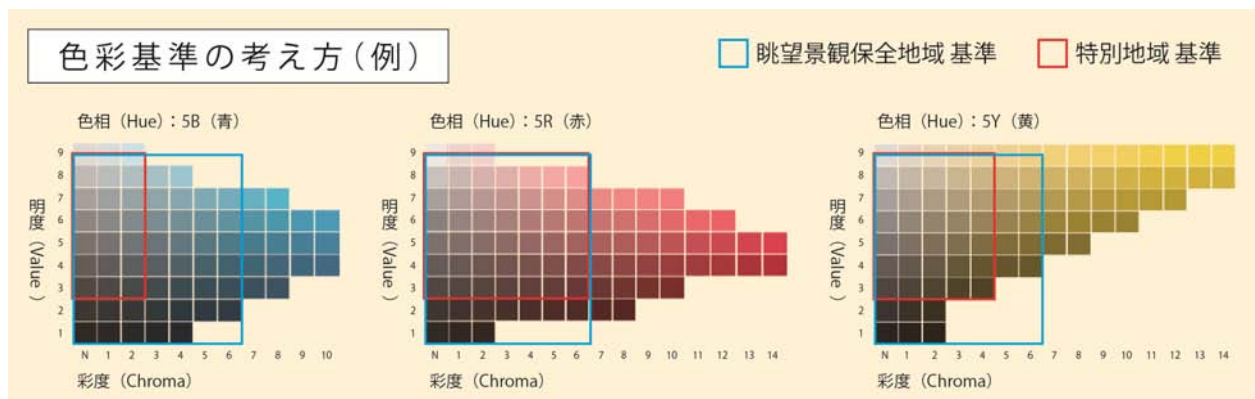
項目	眺望景観形成基準	参照頁
盛土・切土	○木場潟の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。	P. 21
	○柴山潟の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。	
	○日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。	
	○土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。	
	○自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。	
のり面	○大規模なおり面が生じないよう配慮する。	P. 22
	○擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。	
樹木等	○敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。	
	○景観に配慮した植栽計画とする。	

別表2 色彩の数値基準 (JIS Z 8721 による)

	(い) 眺望景観保全地域	(ろ) 特別地域		
色相	全色相	0. 1R~5Y	5. 1Y~10Y	その他
明度	8.5 以下	3~8.5	3~8.5	3~8.5
彩度	6 以下	6 以下	4 以下	2 以下

ただし、次に掲げる場合には適用しない。

- ① 表面に着色しない素材を使用する場合
- ② 見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合
- ③ 他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- ④ その他必要と認める場合





## (2) 基準の解説

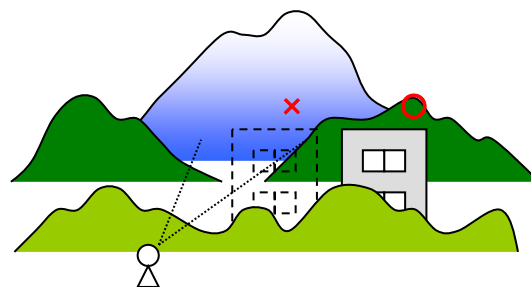
### 1) 建築物・工作物

#### ①位置・規模

○視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。

#### 【解説】

視点場からの眺望景観は、特に重要な景観です。  
このため、視点場からの眺望を阻害しないよう、  
その位置・高さに配慮することが必要です。



主要な視点場からの眺望を確保する。

◎視点場から最も近い中間山地（能美・江沼丘陵）の稜線を切らない位置・高さとする（別図1のとおり）。

◎視点場から最も近い中間山地（能美・江沼丘陵）の稜線を切らない位置・高さとする（別図2のとおり）。

◎視点場から見た七尾湾の海岸線（又は見かけ上の海岸線）を切らない位置、高さとする（別図3のとおり）。

◎視点場から最も近い中間山地の稜線を切らない位置・高さとする（別図4のとおり）。

#### 【解説】

建築物や工作物の高さは、中間山地や海岸線を切らない高さとするため、別図1～4のとおりとします。

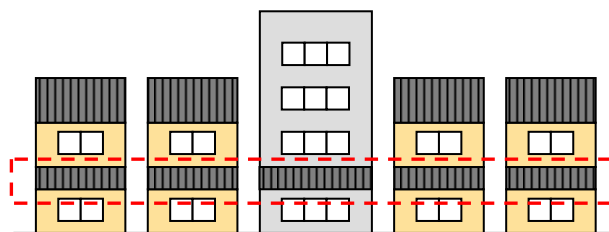
- ※ 別図1 【白山眺望景観保全地域（木場潟）】・・・P.3 参照
- 別図2 【白山眺望景観保全地域（柴山潟）】・・・P.4 参照
- 別図3 【七尾湾眺望景観保全地域（別所岳S A）】・・・P.5 参照
- 別図4 【白山眺望景観保全地域（北陸新幹線）】・・・P.6 参照

## ②形態・意匠

○周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。

### 【解説】

建築物などの形態や意匠が単独で優れていても、周辺と調和していない場合は地域の景観を大きく変えてしまうことがあります。そのため、地域の景観特性を十分に捉え、周辺と調和した形態や意匠とする配慮が必要です。



低層部の形態を地域の個性と揃える。

○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。

### 【解説】

自然景観の優れた場所では、無機質な形態や奇抜な意匠はそぐわないものとなります。そのため、自然環境と調和した形態や意匠とする配慮が必要です。

○勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。

### 【解説】

特に農村集落などでは勾配屋根などによる街並みが広がっています。そのため、周辺と調和した形態とする配慮が必要です。

### ③形態・意匠（色彩）

- 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。
- ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。

#### 【解説】

外壁等、外観の基調色として使用する色彩は、マンセル値<sup>※</sup>を用い、別表2（P.13）のとおりとします。

ただし、以下の場合は適用しません。

- ①表面に着色しない素材を使用する場合  
コンクリート、石、ガラス など
- ②見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合  
それぞれの立面につき、5分の1未満についてはこれによらないことができます。
- ③他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合  
航空法の規定による色彩 など
- ④その他必要と認める場合  
歴史的、文化的な事由等により、社会通念上認められている場合 など

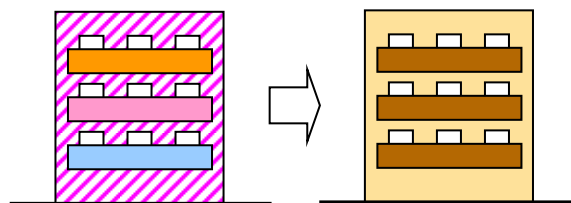
#### ※マンセル値

国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」の3つの属性である「色相（色あい）」、「明度（明るさ）」、「彩度（鮮やかさ）」を組み合わせる記号

- 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。

#### 【解説】

色彩の組み合わせやその量、部位によっては景観を損ねることがあります。そのため、配色や使用する部位などを十分に配慮する必要があります。



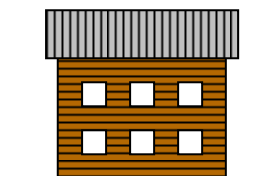
色の数や調和、バランスに配慮する。

#### ④材料

○周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。

##### 【解説】

外壁などで用いる素材は建築物などのイメージに大きな影響を与えます。そのため、周辺と同質の素材を用いるなど、周辺景観との調和への配慮が必要です。

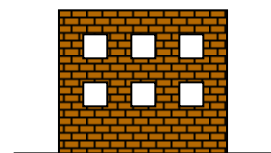


木材や瓦など周辺と調和した材料を使用する。

○耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。

##### 【解説】

時間の経過とともに趣が出る素材がある一方で、汚れや劣化などによって周辺の景観となじまなくなるものがあります。このため、汚れにくい素材や耐久性の高い素材の使用に配慮することが必要です。



タイルなど耐久性の高い材料を使用する。

○金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。

##### 【解説】

反射性の高い素材は、周辺に与える影響が大きいことがあります。そのため、反射性を抑えたり、向きを変えるなどの配慮が必要です。

## ⑤植栽

- ・できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。

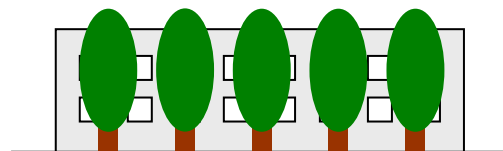
### 【解説】

敷地内に緑化を行うことで、ゆとりや潤いのある景観が創出されたり、周辺の自然景観との調和が図られます。また、周囲を囲う際には、無機質なフェンスやブロック塀など避け、生垣を設けるなどの配慮が必要です。

- ・植栽により、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。

### 【解説】

建築物等が樹木で隠れるような配置や樹種を選定することで、建築物等の圧迫感などを軽減する配慮が必要です。



植栽により圧迫感を和らげる。

- ◎建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。

### 【解説】

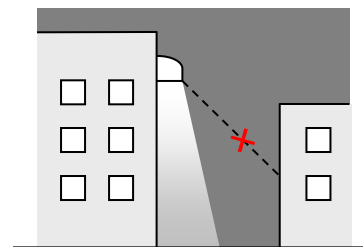
植生の優れた場所では、その保全が重要です。そのため、樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、建築物等を建てる場合においては高木を植栽するなどにより、周辺の植生と調和させる配慮が必要です。

## ⑥その他

- ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。

### 【解説】

屋外照明は安全上必要であり、賑やかさを演出したりするものですが、過剰になると不快感を与えることがあります。そのため、光量を抑えたり、向きや色を配慮することが必要です。

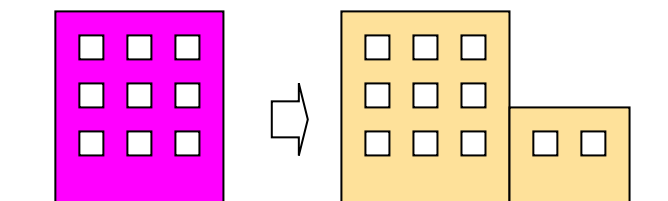


光量や向きに配慮する。

- 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

### 【解説】

既存の建築物などが景観と調和していない場合は、機会を捉えてその度合いを軽減することが必要です。そのため、増築などの際に色を塗り替えたり、植栽を行うなどの配慮が必要です。



増築の機会に既存部分を塗り替える。

## 2) 開発行為

### ①盛土・切土

- 木場潟の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。
- 柴山潟の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。
- 日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。

#### 【解説】

地域に慣れ親しんだ地形の自然景観が大きく変化することで、良好な景観が損なわれる場合があります。そのため、現状の地形をできる限り残し、変化を少なくする配慮が必要です。

- ・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。

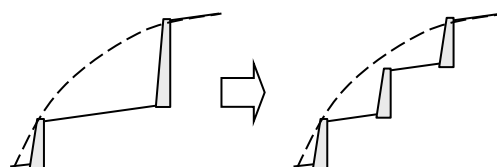
#### 【解説】

不整形な土地や細分化された土地は雑然とした印象を与えることがあります。そのため、できる限り整形な分割とし、すっきりとした印象を与える配慮が必要です。

- ・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。

#### 【解説】

地域に慣れ親しんだ地形の自然景観が大きく変化することで、良好な景観が損なわれる場合があります。そのため、現状の地形をできる限り残し、変化を少なくする配慮が必要です。



盛土や切土をできるかぎり少なくする。

## ②のり面

- ・大規模なのり面が生じないように配慮する。

### 【解説】

大規模なりの面は周囲に圧迫感を与えることがあります。そのため、のり面を分割したり、勾配を緩やかにするなどの配慮が必要です。

- ・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。

### 【解説】

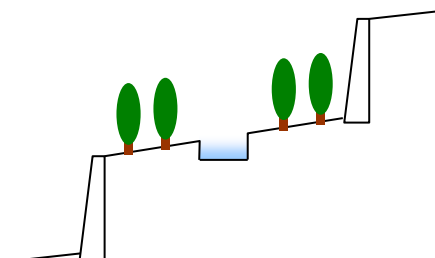
コンクリートなどで作られたのり面は自然景観と調和しないものになることがあります。そのため、石材を利用したり、緑化するなどの配慮が必要です。

## ③植栽等

- ・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。

### 【解説】

敷地内にある既存の樹木や水路は地域に慣れ親しんだ自然景観であることがあります。そのため、それらをできるだけ保存したり移設するなど活用する配慮が必要です。



- ・景観に配慮した植栽計画とする。

### 【解説】

植栽は、その位置や樹種、本数などによって、周囲に与える印象が異なります。そのため、できる限り道路沿いに植栽するなどにより周囲の景観に配慮することが必要です。



## (1) 様式

- ・眺望景観保全地域内における行為の届出書（県規則別記様式第11号）・・・P.25
- ・眺望景観保全地域内における行為の変更届出書（県規則別記様式第12号）・・・P.27
- ・眺望景観保全地域内における行為の通知書（県規則別記様式第13号）・・・P.28
- ・チェックリスト・・・P.30

## (2) 添付図書

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
建築物の建築等 工作物の建設等	眺望景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況等	
	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 2500 分の 1 以上
	配置図	1. 方位 2. 敷地の形状及び寸法 3. 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 植栽の位置、種類、高さ及び本数 6. 外構施設の位置、材料及び面積 7. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 100 分の 1 以上
	立面図	1. 各面の方位及び寸法 2. 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3. 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩	彩色及びマンセル値 を表示 縮尺 50 分の 1 以上
	現況写真等	1. 行為の場所及びその周辺の状況 2. 行為後の状況	カラー写真等
	その他図書	参考となる事項	

※定められた縮尺で適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺としてください。

※石川県景観計画の手続きを行っている場合は、図書を省略することができます。

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
開発行為（都市 計画法第4条第 12項）	眺望景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況等	
	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 2500 分の 1 以上
	現況図	1. 方位 2. 行為の区域 3. 周辺の土地利用の現況及び地形 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 断面図に係る断面の位置及び方向 6. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 2500 分の 1 以上
	土地利用計画図	1. 方位 2. 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3. 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 4. 行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模	縮尺 2500 分の 1 以上
	断面図	行為の前後における行為の場所の縦断面及び横断面	縮尺 1000 分の 1 以上
	現況写真等	1. 行為の場所及びその周辺の状況 2. 行為後の状況	カラー写真等
	その他図書	参考となる事項	

※定められた縮尺で適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺としてください。

※石川県景観計画の手続きを行っている場合は、図書を省略することができます。

### (3) 提出部数

正本、副本各 1 部

眺望景観保全地域内における行為の届出書					
石川県知事 様		年 月 日			
		届出者 住 所 氏 名 <span style="float: right;">⑧</span> 電話番号			
いしかわ景観総合条例第42条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。					
1 行為の場所	地名及び地番				
	地域の別	<input type="checkbox"/> 眺望景観保全地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ 景観計画の区域 <input type="checkbox"/> 景観形成重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区（ 			
2 届出対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1) 建築物の建築等	内 容	新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）		
		用 途			
	区 分	届出部分	既存部分	合 計	
	敷地面積	㎡	㎡	㎡	
	建築面積	㎡	㎡	㎡	
	延べ面積	㎡	㎡	㎡	
	外観面積	㎡	㎡	㎡	
	高 さ	m	m	m	
	色 彩	外壁	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）		
		屋根	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）		
	許可等を取得する他法令の名称				
	（特定建築物の建築等に係る景観影響評価を要する場合）				
	受付番号： 第 号 年 月 日				
	(2) 工作物の建設等	内 容	新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）		
		種 類			
区 分		届出部分	既存部分	合 計	
築造面積		㎡	㎡	㎡	
高 さ		m	m	m	
色 彩		色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
許可等を取得する他法令の名称					
（特定建築物の建築等に係る景観影響評価を要する場合）					
受付番号： 第 号 年 月 日					
(3) 開発行為	開発面積	擁壁又は法面の高さ及び長さ			
	㎡	高さ	m	長さ m	
	許可等を取得する他法令の名称				

3	その他の参考事項				
4	景観形成のために特に配慮した事項				
5	行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
6	届出内容の照会先	住 所			
		氏 名		電話	( ) -
※	受付欄	市町	土木総合事務所	景観形成推進室	
※	処理年月日	眺望景観形成基準適合通知	勧告	公表	変更命令
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

## 備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 3 該当する口にレ印を付けてください。
- 4 ※欄は、記入しないでください。
- 5 届出者本人（法人又は団体にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第12号（第20条関係）

眺望景観保全地域内における行為の変更届出書				
石川県知事 様		年 月 日		
		届出者 住 所 氏 名 電話番号		
		◎印		
いしかわ景観総合条例第42条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。				
1 眺望景観保全地域内における行為の届出書受付番号		年 月 日 第 号		
2 行為の場所	地名及び地番			
	地域の別	<input type="checkbox"/> 眺望景観保全地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ ） 景観計画の区域 <input type="checkbox"/> 景観形成重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ ） <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区（ ）		
3 設計又は施行方法の変更の概要	変 更 前		変 更 後	
4 変更理由				
※ 受付欄	市町		土木総合事務所	
※ 処理年月日	眺望景観形成基準適合通知	勧告	公表	変更命令
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 3 該当する□にレ印を付けてください。
- 4 ※欄は、記入しないでください。
- 5 届出者本人（法人又は団体にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

眺望景観保全地域内における行為の通知書							
石川県知事 様  通知者 事務所の所在地 名 称 電話番号					年 月 日  ⑩		
いしかわ景観総合条例第42条第3項後段の規定により関係書類を添えて通知します。							
1	行為の場所		地名及び地番				
	地域の別		<input type="checkbox"/> 眺望景観保全地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域） 景観計画の区域 <input type="checkbox"/> 景観形成重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域） <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区				
	内 容		新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）				
2	通知対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1) 建築物の建築等		用 途			
		区 分		通知部分	既存部分	合 計	
		敷地面積		㎡	㎡	㎡	
		建築面積		㎡	㎡	㎡	
		延べ面積		㎡	㎡	㎡	
		外観面積		㎡	㎡	㎡	
		高 さ		m	m	m	
		色 彩		外壁 色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ） 屋根 色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
		許可等を取得する他法令の名称					
		(2) 工作物の建設等		内 容		新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	
		種 類					
		区 分		届出部分	既存部分	合 計	
築造面積		㎡	㎡	㎡			
高 さ		m	m	m			
色 彩		色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）					
許可等を取得する他法令の名称							
(3) 開発行為		開発面積		擁壁又は法面の高さ及び長さ			
		㎡	高さ	m	長さ m		
許可等を取得する他法令の名称							

## (第2面)

3	その他の参考事項				
4	景観形成のために特に配慮した事項				
5	行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
6	通知内容の照会先	住 所			
		氏 名		電話	( ) -
※ 受付欄	市町	土木総合事務所		景観形成推進室	

## 備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 該当する口にレ印を付けてください。
- 3 ※欄は、記入しないでください。
- 4 通知者の代表者が署名する場合は、押印を省略することができます。

**眺望景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）**

届出者	
行為の場所	
周辺景観の特性	

（○は眺望景観保全地域で適用する基準、◎は特別地域で追加する基準）

項目	眺望景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
位置・規模（高さ）	○視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。		
	◎視点場から最も近い中間山地（能美・江沼丘陵）の稜線を切らない位置・高さとする（別図1のとおり）。		
	◎視点場から最も近い中間山地（能美・江沼丘陵）の稜線を切らない位置・高さとする（別図2のとおり）。		
	◎視点場から見た七尾湾の海岸線（又は見かけ上の海岸線）を切らない位置・高さとする（別図3のとおり）。		
形態・意匠	◎視点場から最も近い中間山地の稜線を切らない位置・高さとする（別図4のとおり）。		
	○周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。		
	○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。		
色彩	○勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。		
	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。		
	○多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。		
材料	◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。		
	○周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。		
	○耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。		
	○金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。		



項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
植栽	○できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けるよう配慮する。		
	○植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。		
	◎建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。		
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。		
	○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

**眺望景観形成基準チェックシート（開発行為）**

届出者	
行為の場所	
周辺景観の 特 性	

項 目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
盛土 ・ 切土	○木場潟の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。		
	○柴山潟の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。		
	○日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。		
	○土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。		
	○自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。		
のり面	○大規模なのり面が生じないよう配慮する。		
	○擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。		
樹木等	○敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。		
	○景観に配慮した植栽計画とする。		

備考

1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

## 6

## お問い合わせ・事前相談先

届出等に関するお問い合わせ、事前相談は下記にお願いします。

■個別の計画に関するお問い合わせ、事前相談

担当課	所在地	電話番号	所管区域
南加賀土木総合事務所建築課	〒923-0811 小松市白江町 61-1	0761 21-3333	小松市、加賀市
中能登土木総合事務所建築課	〒926-8586 七尾市本府中町ソ 27 番 9	0767 52-7604	七尾市
奥能登土木総合事務所（分室）建築課	〒929-2393 輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1	0768 26-2350	穴水町

■その他制度全般に関するお問い合わせ、事前相談

担当課	所在地	電話番号	所管区域
景観形成推進室	〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076 225-1759	県全域